

海域レジャー適正化事業実施機関の指定

1 案内情報

手続名	海域レジャー適正化事業実施機関の指定
根拠規定	沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例第39条第1項
手続対象	水難事故の防止を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例第39条第5項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるもの
提出期間	令和8年6月8日（月）～令和8年6月22日（月）
提出方法	申請書及び添付書類を沖縄県警察本部へ直接持参し、地域部地域課担当者へ提出してください。
申請書類	<p>○ 申請書（※）</p> <p>申請書に記載する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 名称及び住所並びに代表者の氏名 ・ 沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例第39条第5項各号に掲げる事業（以下「海域レジャー適正化事業」という。）を行う事務所の所在地 ・ 海域レジャー適正化事業を開始しようとする年月日 <p>（※）申請書に様式の定めはありませんが、宛名を「沖縄県公安委員会」とし「申請書に記載する事項」を記載してください。</p>
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定款 ○ 登記事項証明書 ○ 役員の名、住所及び略歴を記載した書面 ○ 海域レジャー適正化事業の実施に関する基本的な計画を記載した書面 ○ 資産の種類及びこれを証する書面

2 指定の基準	
根拠規定	沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例施行規則第55条第3項
指定の基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 海域レジャー適正化事業の実施に関し、適切な計画が定められていること。 ○ 海域レジャー適正化事業を適正かつ確実にを行うための必要な経理的基礎を有すること。 ○ 海域レジャー適正化事業以外の事業を行っているときは、当該事業を行うことにより海域レジャー適正化事業が不公平になるおそれがないこと。
標準処理期間	海域レジャー適正化事業実施機関の指定については、申請に係る法人の事業内容、資産等から個別具体的に判断を行う必要があるため、処理する期間を明示することが困難であり、標準処理期間は定めておりません。

3 相談窓口	
提出先	沖縄県警察本部地域部地域課
受付時間	相談窓口にお問い合わせください。
相談窓口	<p>沖縄県警察本部地域部地域課 水上安全対策室</p> <p>水上安全対策第二係</p> <p>連絡先 098-862-0110 (内線3864)</p>